

2022 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
代表者氏名 代表取締役 執行役員 社長 山下 尚登
(コード番号 9265 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 執行役員 北野 幸文
(TEL 092-402-2922)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 7 月 20 日開催の取締役会において、2022 年 8 月 26 日開催予定の第5期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものです。

- (1)変更案第 15 条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新たに定めるものです。
- (2)変更案第 15 条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、規定を新設するものです。
- (3)株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4)上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 今後の日程(予定)

- (1)定款変更のための株主総会開催日
2022 年 8 月 26 日(金)
- (2)定款変更の効力発生日
2022 年 8 月 26 日(金)

以上

〔別紙〕

(下線は変更部分)

現行定款	定款変更案
(参考書類等のインターネット開示) <u>第 15 条</u> <u>当 会 社 は、株 主 総 会 の 招 集 に 際 し、株 主 総 会 参 考 書 類、事 業 報 告、計 算 書 類 お よ び 連 結 計 算 書 類 に 記 載 ま た は 表 示 を す べ き 事 項 に 係 る 情 報 を、法 務 省 令 に 定 め る と こ ろ に 従 い、イ ン タ ー ネ ッ ト を 利 用 す る 方 法 で 開 示 す る こ と が で き る。</u>	〈削除〉
〈新設〉	(電子提供措置等) <u>第 15 条</u> <u>当 会 社 は、株 主 総 会 の 招 集 に 際 し、株 主 総 会 参 考 書 類 等 の 内 容 で あ る 情 報 に つ い て、電 子 提 供 措 置 を と る も の と す る。</u> <u>2. 当 会 社 は、電 子 提 供 措 置 を と る 事 項 の う ち 法 務 省 令 で 定 め る も の の 全 部 ま た は 一 部 に つ い て、議 決 権 の 基 準 日 ま で に 書 面 交 付 請 求 し た 株 主 に 対 し て 交 付 す る 書 面 に 記 載 し な い こ と が で き る。</u>
〈新設〉	(附則) <u>附 則 第 1 条</u> <u>1. 定 款 第 15 条 の 変 更 は、会 社 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (令 和 元 年 法 律 第 70 号) 附 則 第 1 条 た だ し 書 き に 規 定 す る 改 正 規 定 の 施 行 の 日 で あ る 2022 年 9 月 1 日 (以 下「施 行 日」とい う) か ら 効 力 を 生 ず る も の と す る。</u> <u>2. 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず、施 行 日 か ら 6 か 月 以 内 の 日 を 株 主 総 会 の 日 と す る 株 主 総 会 に つ い て は、定 款 第 15 条 (参 考 書 類 等 の イ ン タ ー ネ ッ ト 開 示) は な お 効 力 を 有 す る。</u> <u>3. 本 附 則 は、施 行 日 か ら 6 か 月 を 経 過 し た 日 ま た は 前 項 の 株 主 総 会 の 日 か ら 3 か 月 を 経 過 し た 日 の い ず れ か 遅 い 日 後 に こ れ を 削 除 す る。</u>